

## 大口町すくすく子育て応援特別給付金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、外出自粛要請等に伴う家計支援及び妊娠期における心身に加えられた損害に相当する見舞金のため、新生児の保護者に対して、特例的な給付措置として大口町が実施するすくすく子育て応援特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) すくすく子育て応援特別給付金 前条の目的を達するために、大口町（以下「町」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 すくすく子育て応援特別給付金（以下「出生特別給付金」という。）が支給される者をいう。

### (支給対象者及び申請者)

第3条 出生特別給付金の支給対象者は、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、出生特別給付金の申請日まで引き続いて大口町の住民基本台帳に記録されている者とする。

- 2 出生特別給付金の申請者は、前項の規定による支給対象者の母（保護者として親権を行う者をいう。以下同じ。）とし、令和2年4月27日において大口町の住民基本台帳に記録され、出生特別給付金の申請日まで引き続いて同台帳に記録されている者とする。

### (給付金の支給等)

第4条 町は、申請者に対し、この要綱の定めるところにより、出生特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により申請者に対して支給する出生特別給付金の金額は、支給対象

者1人につき50,000円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 出生特別給付金に係る町の申請受付開始日は、町長が別に定める日とする。

2 出生特別給付金の申請期限は、令和3年4月30日とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 出生特別給付金の申請者(以下「申請者」という。)は、大口町すくすく子育て応援特別給付金申請書(様式第1。以下「申請書」という。)により申請を行う。

2 申請者による申請及び町による出生特別給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

3 町長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者で、次の各号に掲げる者に限る。

(1) 申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他平素から当該申請者本人の身の回りの世話をしている者で町長が特に認めるもの

(支給の決定)

第8条 町長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、大口町すくすく子育て応援特別給付金交付決定通知書(様式第2)により支給を決定し、当該支給対象者に対し、出生特別給付金を支

給する。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、第3条第1項の要件を欠くこととなった場合は、出生特別給付金を給付しないものとする。

(出生特別給付金の支給等に関する周知)

第9条 町長は、出生特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件及び申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合は、出生特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により出生特別給付金の支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 町長は、出生特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが明らかになった者又は偽りその他不正の手段により出生特別給付金の支給を受けた者に対し、支給した出生特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 出生特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和2年6月29日 大口町告示第89号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月28日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第51号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

大口町すくすく子育て応援特別給付金申請書 (請求書)

年 月 日

大口町長 様

申請者 (受給権者)

住 所	
電話番号	— —
ふりがな	.....
氏 名	
生年月日	年 月 日

下記の事項に同意のうえ、大口町すくすく子育て応援特別給付金を申請 (請求) します。

記

※内容を確認のうえ、□にチェックしてください。

給付金の受給資格確認に当たり、住民基本台帳を確認することに同意します。

1 支給対象者

ふりがな	.....
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 給付金の受取口座 (受給権者の口座)

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く。)		支店名	支店コード
銀行・信用金庫 農協・信用組合		本・支店 本・支所 出張所	
種別	口座番号 (左詰めで記入してください)	フリガナ 口座名義人	
普通・当座		.....	

ゆうちょ銀行			
通帳記号	1	0 ※	フリガナ 口座名義人
通帳番号		1	.....

\*記号が6桁の場合は、※欄に記入してください。

\*番号は、左詰めで記入してください。

【添付書類】

- ・給付金の受取口座の通帳等の写し (金融機関名・支店名・種別・口座 (通帳) 番号・口座名義人が確認できるもの)
- ・受給権者の本人確認ができるものの写し (母子健康手帳、運転免許証等)

様式第2（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長



大口町すくすく子育て応援特別給付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたすくすく子育て応援特別給付金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

支給対象者

氏 名	
支 給 額	円
振込予定日	